

第 33 回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日時 平成 30 年 7 月 13 日（金）午前 9 時 30 分～午後 0 時 5 分

2 場所 市役所本庁舎 地下 1 階第 11 共通会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

角松委員、坂元委員、濱田委員、松本委員、矢倉委員

(2) 大阪市職員

谷川市民局長、田丸市民局理事、山本市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、中島市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、安井市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

(1) 会長の互選及び会長職務代理者の指名

(2) 個別案件の調査審議等

5 議事

○森 課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第 33 回大阪市ヘイトスピーチ審査会を開会いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、本日の司会を担当いたします、市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長の森でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。着席させていただきます。まず、皆様のお手元の資料についてご案内いたします。1 枚目に、第 33 回大阪市ヘイトスピーチ審査会次第、2 枚目に大阪市ヘイトスピーチ審査会委員名簿、3 枚目に配席図をお配りしております。以上の資料につきまして、配付の不足等ございませんでしょうか。万一不都合がございましたら、おっしゃってください。よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の次第に基づいて進行いたします。出席委員の紹介をさせていただきます。五十音順にお名前を読みあげさせていただきます。

角松生史委員でございます。

○角松委員 角松です。よろしくお願い致します。

○森 課長 坂元茂樹委員でございます。

○坂元委員 坂元です。よろしくお願い致します。

○森 課長 濱田佳志委員でございます。

○濱田委員 濱田です。よろしくお願い致します。

○森 課長 松本和彦委員でございます。

○松本委員 松本です。よろしくお願い致します。

○森 課長 矢倉昌子委員でございます。

○矢倉委員 矢倉でございます。よろしくお願い致します。

○森 課長 本日は全委員のご出席をいただいております。ありがとうございます。続きまして、

大阪市側の出席者を紹介させていただきます。市民局長の谷川でございます。

○谷川局長 谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 課長 市民局理事の田丸でございます。

○田丸理事 田丸でございます。よろしくお願いいたします。

○森 課長 ダイバーシティ推進室長の山本でございます。

○山本室長 山本でございます。よろしくお願いいたします。

○森 課長 人権企画課長代理の中島でございます。

○中島代理 中島でございます。よろしくお願いいたします。

○森 課長 人権企画課担当係長の安井でございます。

○安井係長 安井でございます。よろしくお願いいたします。

○森 課長 私は、先ほど申し上げました、人権企画課長の森でございます。よろしくお願い申し上げます。それでは、大阪市からの出席者を代表いたしまして、市民局長の谷川より、ご挨拶を申し上げます。

○谷川局長 改めましておはようございます。委員の皆様方には、何かとお忙しい中、本審査会の委員にご就任をいただきまして誠にありがとうございます。本審査会の設置根拠となっております大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例、これが全面施行されましたのが、ちょうど2年前の7月1日でございます。本審査会設置から2年が経過をいたしまして、また委員の任期も条例上2年というふうに決められておりますことから、今回から新たな体制ということで、矢倉委員に新たにご就任いただき、他の4名の先生方には引き続きということで調査審議をしていただくことになったわけでございます。

この審査会では、これまでに4件にわたりましてヘイトスピーチの認定をしていただき、その答申を踏まえて、大阪市でも認識の公表なり、あるいは拡散防止措置をとらせていただくということで、条例が掲げております目的である、市民等の人権の擁護でありますとか、あるいは、ヘイトスピーチに関する市民等の理解、啓発、そういう目的が達成されてきたということと同時に、それ以外に国内にも一定の影響を及ぼすことができたのかなというようなことを考えているところでございます。

このヘイトスピーチへの対処ということにつきましては、ご案内のとおり、個人の尊厳の問題、そして、また表現の自由等という、いずれも憲法上最大限に保障されるべき価値の調整をどうするかということで、非常に高度で専門的な観点が必要となってくるということと、また私ども行政として行うという観点からも中立性、客観性ということが求められるわけございまして、こういった観点から、先生方の専門的なご知見、また、中立的な観点からの様々ご意見・ご審議なくしては、条例の運用はおぼつかないところでございます。

先生方におかれましては、大阪市のこのヘイトスピーチへの対処に関する条例が、その目的に沿ったかたちで適正に運用されますように、絶大なるお力添えを賜りますようによろしくお願いいたします。簡単ではございますけれども、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 課長 それでは、これより議事に入ってまいりたいと存じます。議事の進行につきましては、本来ならば、会長に担っていただくところでございますが、本日は、新たな委員の任期

における初めての審査会のため、会長が決まっておられませんので、事務局の方で引き続き進行させていただきます。

この審査会は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例第9条第6項に基づき、個別の案件に関する調査審議の手続については、非公開となっております。従いまして、本日は、お手元の次第のうち、議題（1）の「会長の互選及び会長職務代理者の指名」までを公開し、議題（2）の「個別案件の調査審議等」につきましては、非公開となりますので、議題（1）が終了した時点で、傍聴の方々及び報道機関の方々にはご退出いただくこととしております。ご承知おきくださいますようお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、議事を進めてまいります。まず、議題（1）、「会長の互選及び会長職務代理者の指名」についてでございます。当審査会の会長につきましては、大阪市ヘイトスピーチ審査会規則第3条第1項により、委員の互選により定めることとなっております。どなたが会長にふさわしいか、委員の皆様方からのご意見をお願いいたします。

○松本委員 本審査会は発足から2年間ずっと坂元委員に会長としてご活躍いただき、全体をリードしていただいております。余人をもって代えがたいという意味におきまして、僭越ながら坂元委員を会長に推薦させていただきたいと思っております。

○森 課長 松本委員、ありがとうございます。松本委員から、坂元委員を会長に、というご意見がありました。他の委員の方、ご意見ございますでしょうか。他の方からのご意見がないようでしたら、坂元委員に会長にご就任いただくといとで、皆様ご異議ございませんでしょうか。

（他の委員より「異議ありません。」の声あり。）

○森 課長 ありがとうございます。それでは、本審査会の会長につきましては、坂元委員にお願いすることといたします。恐れ入りますが、坂元委員におかれましては、会長席の方へお移りいただきますよう、お願いいたします。ありがとうございます。それでは、早速ではございますが、坂元会長から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。坂元会長、よろしくお願い申し上げます。

○坂元会長 ただ今、会長に選任いただきました、同志社大学の坂元でございます。本日より会長2期目を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

今回より弁護士の矢倉委員をお迎えいたしまして、新たな審査会体制として、市民からの申出等に基づき、また大阪市からの諮問による表現活動がヘイトスピーチに該当するかどうかについて、引き続き審査を進めていくこととなります。

先ほど谷川局長のご挨拶にもありましたけれども、2年前の7月1日に大阪市の条例が施行された後に、川崎市や京都府において公的施設でのヘイトスピーチを事前規制するガイドラインが策定され、また東京都においては、ヘイトスピーチが行われた場合に事案等を公表することが盛り込まれた条例の制定に向けた動きが見られます。全国レベルでヘイトスピーチへの対処についての意識の高まりがみられるようでございます。こうした経緯のなか、全国初の条例を制定いたしまして、運用している大阪市の当審査会が、依然として全国的にも注目を集めているということは、変わらないように思います。

引き続き委員のみなさまのお力添えをいただきながら、何とか審査会の会長というこの重責を果たしたいと考えております。私としましては、これまで同様、優れた委員の先生方のご経験とお知恵を拝借しながら、またご協力をいただきながら、意見の取りまとめに全力を尽くしていく所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○森 課長 坂元会長、ありがとうございました。それでは、今後の議事の進行につきましては、坂元会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○坂元会長 それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思っております。議題（１）の、「会長の互選及び会長職務代理者の指名」のうち、会長職務代理者の指名を行います。職務代理の第１順位は、松本委員に、第２順位は、角松委員に、第３順位は、濱田委員に、それぞれお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは今申し上げたとおりに指名いたします。ありがとうございました。

以上で、議題（１）の、「会長の互選及び会長職務代理者の指名」は終了いたしましたので、これ以後は、非公開での調査審議を行います。

【 傍聴者・報道機関 退席 】

<以下は非公開で調査審議>

議題（２）個別案件の調査審議等

○新規案件（１件）の調査審議（概要聴取）

- ・新規案件１件の諮問を受け、事務局から内容の説明を受けた。
- ・今回は概要聴取にとどめ、次回以降引き続き審議することとした。

○継続案件のうち１件について、調査審議を行った。

○１件について次回以降引き続き審議することとした。

○第３２回会議要旨の確認

- ・第３２回の会議要旨を確定した。

以上